

就学指定校の変更を許可する理由の基準及び許可できる期間

	申 請 理 由	許可できる期間
1	児童等が，就学している学校から2キロメートル以内への市内転居後，引き続き当該校に就学を希望する場合で，通学上支障がないと認められるとき。	当該校を卒業するまで
2	小学校5学年以上及び中学校2学年以上の児童等が，1の項に規定する以外の市内転居後，引き続き当該校に就学を希望する場合で，通学上支障がないと認められるとき。	当該校を卒業するまで
3	小学校4学年以下の児童及び中学校1学年の生徒が，1の項に規定する以外の市内転居後，引き続き当該校に就学を希望する場合で，通学上支障がないと認められるとき。	転居日の当該年度末まで
4	児童等の兄弟が就学指定校変更の許可を受けていて，当該児童等本人も同一校への就学を希望する場合	当該校を卒業するまで
5	児童等の身体的理由により，就学指定校への通学が困難な状況にあり，就学先を変更することで通学の便が図れる場合	申請理由が消滅するまで
6	保護者の長期入院，離婚，別居，死別，行方不明等止むを得ない家庭生活上の理由により，就学指定校以外の学校を就学先として指定することが望ましいと認められる場合	申請理由が消滅するまで
7	保護者の就労等の理由により，下校後の保護に欠ける状況にあるため，祖父母宅等適切な監護のできる預かり先から通学する場合で，通学上支障がないと認められるとき。ただし，申請時の学齢が小学校3学年以下に限る。	申請理由が消滅するまで
8	住宅の購入等転入の予定があり，予定地の就学指定校にあらかじめ就学を希望する場合で，通学上支障がないと認められるとき。	転居予定期日まで
9	住宅購入や就労等の理由により，住民登録を異動したが，実際の転出が遅れ，生活実体が異動前の住所にある場合	実際の転出日の当該学期末まで
10	その他特別な理由により，教育的配慮を要する場合	教育的配慮が必要と教育委員会が認める期間